

東彼杵町条例第5号

一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月8日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例（昭和34年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(税務等手当)</p> <p>第3条 職員が所属長の命により個別に訪問して、<u>_____</u> <u>_____</u>町税の調査、検査、滞納処分又はこれらの補助事務に従事する場合若しくは介護保険料、後期高齢者医療保険料、<u>_____</u> <u>_____</u>保育料、公営住宅使用料又は上下水道料金の徴収の事務に従事した場合には、1日につき400円の割合で計算した金額を加給することができる。</p>	<p>(税務手当)</p> <p>第3条 職員が所属長の命により<u>_____</u>、<u>町内出務</u> <u>して</u>町税の調査、検査、滞納処分又はこれらの補助事務に従事する場合<u>_____</u> <u>_____</u>には、1日につき400円の割合で計算した金額を加給することができる。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。